



# 三重県公報

令和5年3月20日 (月)

号外

## 目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
8	三重県国民健康保険保険財政広域化支援事業貸付金等貸付規則を廃止する規則	(国民健康保険課)	2
9	三重県食品衛生規則の一部を改正する規則	(食品安全課)	2
10	三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(地域づくり推進課)	12
11	花とみどりの三重づくり推進会議規則	(都市政策課)	13
<b>告 示</b>			
162	都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定の一部を改正する告示	(建築開発課)	13
163	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定の一部を改正する告示	(同)	14

規 則

三重県国民健康保険保険財政広域化支援事業貸付金等貸付規則を廃止する規則をここに公布します。

令和五年三月二十日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第八号

三重県国民健康保険保険財政広域化支援事業貸付金等貸付規則を廃止する規則

三重県国民健康保険保険財政広域化支援事業貸付金等貸付規則（平成十五年三重県規則第三十九号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

三重県食品衛生規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年三月二十日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第九号

三重県食品衛生規則の一部を改正する規則

三重県食品衛生規則（令和三年三重県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規則を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第三十条（略） （登録の消除）	第三十条（略）
第三十条の二 前条のふぐ処理者名簿の登録の消除を申請しようとする者は、ふぐ処理者名簿登録消除申請書（第十七号様式の二）にふぐ処理者免許証を添えて、知事に提出するものとする。	
2 前項の規定は、条例第八条第一項の規定によりふぐ処理免許を受けた者（以下「ふぐ処理免許者」という。）が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときについて適用する。この場合において、「前条のふぐ処理者名簿の登録の消除を申請しようとする者」とあるのは、「戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）に規定する死亡又は失踪の届出義務者」と読み替えるものとする。	
（受験の手続） 第三十二条 前条に規定するふぐ処理者試験を受験しようとする者は、ふぐ処理者試験受験申込書（第十八号様式）に写真（受験申込前六月以内に脱帽正面で撮影した上半身であつて、縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもの）を添えて、知事に提出するものとする。ただし、知事が認めた場合はこの限りではない。	（受験の手続） 第三十二条 前条に規定するふぐ処理者試験を受験しようとする者は、ふぐ処理者試験受験申込書（第十八号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。ただし、知事が認めた場合はこの限りではない。
	一 ふぐを処理する者として都道府県知事等から認められた者の立合いの下で、ふぐの処理に従事した期間が二年以上あることが分かる書類又は調理師法（昭和三十二年法律第百四十七号）第三条第一項第一号に規定する調理師養成施設において、

<p>(免許証の書換え交付申請)</p> <p>第三十六条 ふぐ処理免許者は、氏名に変更があったときは、知事にふぐ処理免許証の書換え交付を申請することができる。</p>	<p>ふぐの処理に関する課程を修了したことを証明する書類</p> <p>二 写真(受験申込前六月以内に脱帽正面で撮影した上半身であつて、縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもの)</p> <p>(免許証の書換え交付申請)</p>
<p>2 (略)</p> <p>(免許証の返納)</p> <p>第三十八条 (略)</p>	<p>第三十六条 ふぐ処理免許を受けた者(以下「ふぐ処理免許者」という。)は、氏名に変更があったときは、知事にふぐ処理免許証の書換え交付を申請することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(免許証の返納)</p> <p>第三十八条 (略)</p>
<p>2 前項に規定するときに該当することとなる場合において当該ふぐ処理免許者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、当該ふぐ処理免許者に係る戸籍法に規定する死亡又は失踪の届出義務者がこれを行うものとする。</p>	<p>2 前項の届出は、ふぐ処理免許者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)に規定する死亡又は失踪の届出義務者が行うものとする。</p>

第九号様式を次のように改める。

第9号様式（第16条関係）

許可番号

# 営業許可証

業種

営業所

屋号

氏名

食品衛生法第55条の規定により次の条件をつけて許可したことを証する。

年 月 日

三重県 保健所長

有効期間 年 月 日から

年 月 日まで

その他の条件

◎注意 この許可証は店頭の見やすいところへ掲示すること。  
営業を廃止したときは必ず返納すること。

第十六号様式及び第十七号様式を次のように改める。

第16号様式（第23条関係）

第 号

## 生食用食肉取扱施設届出済証

- 1 届出者の氏名（法人にあつては名称）
- 2 営業施設の所在地及び名称
- 3 生食用食肉取扱者氏名
- 4 業種
- 5 加工又は調理の区分
- 6 届出年月日 年 月 日

年 月 日

保健所長

### 留意事項

- ・ 消費者に、食肉の生食は食中毒の危険があること、子どもや高齢者は食肉の生食は避けるよう、注意を呼びかけてください。
- ・ 生食用食肉の取扱いを中止した場合又は規格基準に適合しなくなった場合には本証を添えて廃業届出書を提出してください。
- ・ 本証を施設の見やすい位置に掲示してください。
- ・ 生食用食肉とは、牛の食肉（内臓を除く。）であつて、生食用として販売又は提供するものをいいます。

第17号様式（第26条関係）

第 号

## ふぐ取扱施設届出済証

- 1 届出者の氏名（法人にあつては名称）
- 2 営業施設の所在地及び名称
- 3 ふぐ処理者氏名
- 4 調理、加工又は販売の区分
- 5 業種
- 6 届出年月日 年 月 日

年 月 日

保健所長

### 留意事項

- ・ ふぐの取扱いを中止した場合には本証を添えて廃業届出書を提出してください。
- ・ 本証を施設の見やすい位置に掲示してください。

第十七号様式の次に次の一様式を加える。



第17号様式の2（第30条の2関係）

## ふぐ処理者名簿登録消除申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所	〒   (電話 — — )
氏 名	
続 柄	

次のとおり名簿の登録を消除したいので、関係書類を添えて申請します。

ふりがな	
登録者の氏名	
登録者の生年月日	年 月 日
登録番号	第 号
登録年月日	年 月 日

消除理由の 生じた年月日	年 月 日
消 除 理 由	死亡 失踪 その他 ( )

備考 1 ふぐ処理者免許証を添付すること。

2 死亡又は失踪の宣告を受けたことによる登録の消除申請の場合には、それを証する書類を提示すること。

第十八号様式を次のように改める。

第18号様式（第32条関係）

## ふぐ処理者試験受験申込書

年 月 日

三重県知事 宛て

三重県食品衛生法施行条例第8条第1項第1号の規定によるふぐ処理者試験を受けたいので必要書類を添えて申し込みます。

現住所	〒
ふりがな	
氏名	
生年月日	年 月 日

添付書類 写真（縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル）

証紙貼付

受付

No. \_\_\_\_\_

附 則

- この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の三重県食品衛生規則（以下この項において「規則」という。）の規定に基づき交付された営業許可証、生食用食肉取扱施設届出済証及びぶぐ取扱施設届出済証は、改正後の規則に基づいて交付された営業許可証、生食用食肉取扱施設届出済証及びぶぐ取扱施設届出済証とみなす。

三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年三月二十日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第十号

三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年三重県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第二条関係）		別表（第二条関係）	
一〜十（略）	（略）	一〜十（略）	（略）
十の二 特例条例別表第二の一の三の項イに規定する旅券法に基づく旅券の発給等に関する申請書、届書その他の書類の受理に関する事務で別に規則で定めるもの	次に掲げる書類の受理及び知事への送付 イ（略） ロ 法第十七条第一項の規定による一般旅券の紛失又は焼失の届出 ハ（略） ニ 旅券法施行規則（令和四年外務省令第十号。以下この項において「省令」という。）第十一条第一項の規定による一般旅券受領証 ホ 省令第十一条第二項の規定による交付時出頭免除願書 ヘ 省令第十七条第一項の規定による紛失一般旅券等届出時出頭免除願書	十の二 特例条例別表第二の一の三の項イに規定する旅券法に基づく旅券の発給等に関する申請書、届書その他の書類の受理に関する事務で別に規則で定めるもの	次に掲げる書類の受理及び知事への送付 イ（略） ロ 法第十二条第一項の規定による一般旅券の査証欄の増補申請 ハ 法第十七条第一項の規定による一般旅券の紛失及び焼失の届出 ニ（略） ホ 旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号。以下この項において「省令」という。）第七条第一項の規定による受領証 ヘ 省令第七条第二項の規定による出頭免除願書 ト 省令第十四条第一項の規定による出頭免除願書
十の三 特例条例別表第二の二の五の項ヲに規定する食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）及び三重県食品衛生法施行条例（令和二年三重県条例第五十三号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務で別に	三重県食品衛生規則（令和三年三重県規則第十三号。以下この項において「規則」という。）に基づく次に掲げる事務 イ 規則第三十条の二の規定によるぶぐ処理者名簿登録消除申請書の受理及び知事への送付 ロ〜ヘ（略）	十の三 特例条例別表第二の二の五の項ヲに規定する食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）及び三重県食品衛生法施行条例（令和二年三重県条例第五十三号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務で別に	三重県食品衛生規則（令和三年三重県規則第十三号。以下この項において「規則」という。）に基づく次に掲げる事務 イ〜ホ（略）

に規則で定めるもの		に規則で定めるもの	
の		の	
十一～二十三 (略)	(略)	十一～二十三 (略)	(略)

附 則

この規則は、令和五年三月二十七日から施行する。ただし、別表第十号の三の項の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

花とみどりの三重づくり推進会議規則をここに公布します。

令和五年三月二十日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第十一号

花とみどりの三重づくり推進会議規則

(趣旨)

第一条 この規則は、花とみどりの三重づくり条例（令和五年三重県条例第二十六号。以下「条例」という。）

第二十一条第六項の規定に基づき、花とみどりの三重づくり推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第二条 推進会議に会長を置く。

2 会長は、委員のうちから委員が互選する。

3 会長は、推進会議を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 会長は、委員として推進会議の議決に加わることができない。

5 会長に事故がある場合においては、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第三条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進会議は、会長（会長に事故があるときは、その職務を代理する者）及び委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第四条 推進会議に幹事若干名を置く。

2 幹事は、県職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、推進会議の所掌事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第五条 推進会議の庶務は、県土整備部において処理する。

(委任)

第六条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

1 この規則は、令和五年十月一日から施行する。

2 この規則の施行後最初に開かれる推進会議及び委員の任期満了後最初に開かれる推進会議の会議は、第三条第一項の規定にかかわらず、知事が招集する。

告 示

三重県告示第162号

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和5年3月20日

三重県知事 一 見 勝 之

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定の一部を改正する告示

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定（平成 29 年三重県告示第 238 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第 1・2 （略） 第 3 簡易な評価方法は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める評価方法とする。 1 共同住宅等又は複合建築物の住戸部分（一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合を除く。）建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号。以下「基準省令」という。）第 10 条第 1 項第 2 号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく評価方法 2 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分 基準省令第 10 条第 1 項第 1 号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく評価方法	第 1・2 （略） 第 3 簡易な評価方法は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年 1 月 29 日経済産業省令・国土交通省令第 1 号。以下「基準省令」という。）第 10 条第 1 項第 1 号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく評価方法とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

### 三重県告示第 163 号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 5 年 3 月 20 日

三重県知事 一 見 勝 之

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定の一部を改正する告示

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定（平成 29 年三重県告示第 239 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第 1～3 （略） 第 4 法第 35 条第 1 項第 1 号の規定に基づき定められた簡易な評価方法は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める評価方法とする。 1 一戸建ての住宅、共同住宅等（共用部分を評価しない場合に限る。）又は複合建築物の住戸部分（共用部分を評価しない場合に限る。）建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号。以下「基準省令」という。）第 10 条第 1 項第 2 号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく評価方法 2 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分 基準省令第 10 条第 1 項第 1 号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく評価方法	第 1～3 （略） 第 4 法第 35 条第 1 項第 1 号の規定に基づき定められた簡易な評価方法は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年 1 月 29 日経済産業省令・国土交通省令第 1 号。以下「基準省令」という。）第 10 条第 1 項第 1 号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく評価方法とする。

第 5 (略)

第 5 (略)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

---

発 行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---